

学校法人鷗友学園ハラスメント防止規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人鷗友学園（以下「学園」という。）におけるハラスメントを防止するための措置、及びハラスメントに起因して好ましくない状況が生じた場合に適切に対応するための措置について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、雇用の分野における男女の均等な機会、及び待遇の確保に関する法律、その他の法令の定めによるものとする。

(ハラスメントの範囲及び定義)

第2条 この規程におけるハラスメントの範囲はセクシュアル・ハラスメント、スクール・ハラスメント及びパワー・ハラスメントとする。

2 セクシュアル・ハラスメントとは次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 教育、研究、指導、助言、雇用、管理、その他学校内におけるあらゆる活動の場において、性的な要求、あるいは性的な言動をすることにより、個人の学習活動や職務遂行を不当に阻害し、不快感を与え、教育環境や職場環境を害するような行為

(2) 性的な要求や性的な言動を拒否することや甘受することを、当該個人の成績評価や卒業認定、又は職務上の人事考課に利用する行為

3 スクール・ハラスメントとは、教師の権威的又は優越的な地位にある者が意識的であるか否かを問わず、その優位な立場や権限を利用し、又は逸脱して、その指導等を受ける者の学習意欲や教育意欲を阻害し、学校の教育環境を著しく害する結果をもたらすような不適切な言動、指導、又は待遇を行う行為をいう。

4 パワー・ハラスメントとは、職務上優越的地位にある者が意識的であるか否かを問わず、その地位及び職務上の権限を利用し、又は逸脱して、その部下や同僚の就労意識を阻害し、就労環境を著しく害する結果をもたらすような不適切な言動、指導、又は待遇を行う行為をいう。

(学園の責務)

第3条 学園は、教職員が十分にその能力を発揮し、能率をあげることができるような勤務環境及び生徒等がその向上心を十分に発揮できるような教育環境を確保するため、教職員、生徒及び関係者に対してハラスメントの防止に関する研修・啓発活動を行なう等、常にハラスメントの防止に努めなければならない。

2 学園は、ハラスメントに起因して次に掲げる好ましくない状況が生じた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(1) 教職員等の勤務環境又は生徒等の教育環境が害されること

(2) 教職員がその勤務条件につき不利益を受けること、又は生徒が教育上不利益を受けること

(委員会の設置)

第4条 学園は、前条に定める責務を遂行するための組織として、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 学園は、前条に定めるハラスメントの防止に関する啓発活動等、及びハラスメントに起因して好ましくない状況が生じた場合の必要な措置は、委員会の意見具申に基づいて行うものとする。

(委員会の構成及び運営)

第5条 委員会委員は、学園の理事、副校長、教頭、養護教諭及びその他の教職員の中から理事長が指名する。ただし委員の過半数は女性とし、全委員の氏名を公開しなければならない。

- 2 委員の任期は2年する。ただし再任を妨げない。
- 3 委員長は委員の中から理事長が任命する。
- 4 委員長は委員会の活動を掌理する。
- 5 委員長は必要に応じて会議を招集し、その運営にあたる。
- 6 委員会は必要に応じて委員以外の者（学外の有識者等を含む。）の出席を得て、意見あるいは助言を求めることができる。

(委員会の任務)

第6条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) ハラスメントの防止に関する情報収集を行い、教職員等に対する研修・啓発用の資料を作成する。
- (2) ハラスメントの被害者又は関係者からの相談に対応する。
- (3) ハラスメント被害に関する調査及び調停を行う。
- (4) ハラスメントの被害者又は関係者に対する第2次的被害の発生の防止を図る。
- (5) ハラスメントの再発防止のための環境改善を図る。
- (6) 前各号に掲げる事項を実施するために学園が措置すべきこと、及びハラスメントの加害者に対する処分等について理事長及び校長に意見具申を行う。

(相談)

第7条 ハラスメントを受けたと思う者、ハラスメントの被害者でなくてもそれを感知した者、及びハラスメントが現実に生じた場合だけでなくその発生を予知した者は、委員会の委員に限らず、学校関係者のうち相談しやすい人の誰にでも相談をすることができる。

- 2 相談の方法は面談、手紙、電話、FAX、電子メール等による。
- 3 相談を受けた者は、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、速やかにその相談の内容を委員会の委員に報告しなければならない。
- 4 3項による報告を受けた委員は速やかにその内容を委員長に報告しなければならない。

(問題解決のための活動)

第8条 委員長は、前条第4項による報告を受けた時（自らが相談を受けた場合を含む。）は速やかに委員会の会議を招集し、第6条に定める任務に基づき必要な活動を開始しなければならない。

- 2 委員会は、事実確認のために調査を行い、被害者が希望する場合は、問題解決のために当事者間の調停にあたる。
- 3 前項に定める調査及び調停は、複数の委員によって行う。また、委員会が必要と判断したときは、委員以外の教職員、又は弁護士等外部の専門家に調査又は調停を依頼すること

ができる。

- 4 本規程に基づく調査及び調停にあたっては、当該事案の関係者は委員会の活動に協力しなければならない。

(秘密保持)

第9条 相談を受けた者及び委員会の委員は、正当な理由がある場合の外、相談への対応の過程で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 委員会の委員から、正当な理由により、秘密を開示された者も前項と同様とする。

(報告及び意見具申)

第10条 委員会は、理事長及び校長に対して、前条の規定に基づく活動の結果を報告するとともに、学園として措置すべき事項について意見具申を行う。

(学園としての措置)

第11条 学園は、前条による委員会の報告及び意見具申に基づき、必要に応じて次の措置を行う。

- (1) 被害者と加害者との関係の改善に向けての支援
- (2) 被害者が受けた不利益の回復
- (3) 加害者に対する必要な措置
- (4) 被害者又は関係者に対する第2次的被害の発生を防止するために必要な措置
- (5) ハラスメントの再発防止のために必要な措置
- (6) その他必要な措置

(人事管理上の処分)

第12条 理事長は、ハラスメントの加害者と認定された教職員に対しては、学校法人鷗友学園就業規則の定めるところにより適切な処分を行う。

(個人情報保護)

第13条 本規程に基づく調査、調停等の活動により収集した教職員等関係者の個人情報は他に漏洩してはならない。また、提供された個人情報をハラスメント防止の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は平成19年10月1日から施行する。